



特別養子縁組緊急シンポジウム 開催

8月7日、衆議院第二議員会館において「特別養子縁組 緊急シンポジウム ～迫る「養子縁組あっせん法」施行。新ルールは、子どもたちの命を本当に救うのか？～」（日本縁組み協会主催）が開催されました。サブタイトルにあるように、2016年10月に成立した「民間養子縁組あっせん法」が2018年4月に施行される予定です。特別養子縁組をあっせんできる事業者の要件を規定し、問題のある事業者を規制することで（届け出制でなく許可制）、規定に適う事業者に対して支援していこうという法律です。施行までにどのようなスケジュールで進められていくのか、どんな課題があるのか、などが話し合われました。

最初のパネルディスカッションでは、フローレンス代表理事の駒崎弘樹さんの進行のもと、法律作成に関わった国会議員の方々＝塩崎恭久前厚生労働大臣（自民党衆議院議員）、山本香苗元厚生労働副大臣（公明党参議院議員）、木村弥生自民党衆議委員議員、田嶋要民進党衆議院議員および、厚生労働省子ども家庭局の成松秀範家庭福祉課長が登壇。各議員からは、この法律が成立するまでの経過と思いが語られ、成松課長からは法律の概要が説明されました。

塩崎前大臣は「昨年、児童福祉法が改正され、またこのほど“新しい社会的養育ビジョン”がとりまとめられた。すべての児童が家庭あるいは家庭と同等の環境で養育されなければならないという理念を実現するには、この法律は必然だと思っている。ドイツでは就学前まで、イギリスでは小学校6年生までは、子どもたちは家庭で養育されるようになった。日本でも同様に、一人でも多くの子どもの未来が失われず、温かい家庭環境で育つように、一刻も早く、とにかくできるところからやってもらいたい」と述べました。

山本議員は「この法律を実効あるものにするには、予算ももちろんだが、

人の確保が大切だ。とくに親子と直接接する市区町村の人材が弱い。ここの人材育成を急がないといけない」と述べました。

木村議員は「日本の年間出生数は100万人を切ったが、その一方で人工中絶が18万件ある。せつかく授かった命を少しでも多く社会全体で育てていくシステムを広げていきたい。みなさまのご意見を伺いながら、この法律をさらによいものにしていきたい」と語りました。

田嶋議員は「この1年間、この法律作りに携わってきた。まだ70点ぐらいの出来だと思っている。現場の皆さんのご意見を採り入れながら、よりよいものにしていきたい」と述べました。

パネリストの発言の後、参加された方々から、地方自治体や医療現場の現状などが語られました。ついで養子縁組に取り組まれている事業者の方々などとパネリストの間で質疑応答が行われました。

なお、厚生労働省では「民間養子縁組あっせん法」について近日中にパブリックコメントを募集する予定です。



認定看護師 21 分野 1 万 8,728 人に 認知症看護分野 1,000 人突破

日本看護協会は「第25回認定看護師認定審査」を行い、新たに1,478人を認定看護師として認定しました(1,671人受験、合格率88.5%)。

これにより、認定看護師は、全21分野で合計18,728人になりました。また、認知症看護認定看護師が1,000人を超え、認定者が1,000人以上の分野は次の7分野となりました。

- 救急看護(1,205人)、皮膚・排泄ケア(2,419人)、集中ケア(1,169人)、緩和ケア(2,211人)、がん化学療法看護(1,530人)、感染管理(2,744人)、認知症看護(1,003人)



新しい厚生労働副大臣、厚生労働大臣政務官

副大臣には高木美智代衆議院議員(公明党)、榎原英樹衆議院議員(自民党)が就任しました。また、政務官には、田畑裕明衆議院議員(自民党)、大沼みずほ参議院議員が就任しました。

医療分野の担当は、高木副大臣、大沼政務官となりました。